

第 1 0 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 (水) 午後 1 時 2 8 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 (水) 午後 1 時 5 4 分

4. 出席委員 (1 6 人) の番号及び氏名

1 番 澁 谷 秀 明	2 番 太 田 豪	3 番 成 田 悦 夫	4 番 高 橋 洋 美
5 番 三 浦 久 利	6 番 佐 藤 正 悟	7 番 棟 方 廣 光	8 番 川 村 博 行
9 番 澁 谷 和 仁	10 番 貴 田 徳 正	11 番 瀬 戸 弘 之	12 番 石 村 孝 憲
13 番 瓜 田 良 一	14 番 相 馬 一 二	15 番 下 山 勝 源	16 番 成 田 春 光

5. 欠席委員 (0 人)

なし

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について
 議案第 3 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 4 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
 議案第 4 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第 4 2 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 4 3 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 2 6 号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 2 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 佐 々 木 明 彦	総括主幹 齋 藤 千 帆	主査 佐 藤 春 奈
--------------	-----------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 2 8 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長

只今の出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 0 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、3 番成田悦夫委員と、4 番高橋洋美委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命いたします。

会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第38号から議案第43号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第38号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

事 務 局 議案第38号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。
農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
本案件は1件です。
場所につきましては、配付している資料の「第10回総会議案第38号第5条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は245㎡です。
申請理由は、事業用の駐車場用地であり、農地区分は第3種農地です。
この農地につきましては、第9回総会の報告第22号で、申請者からの申し出により、農地法第5条の申請をするための理由で取消願が提出されています。
この場所は、鶴田小学校から西側へ直線で100mの辺りに位置し、町道鷹ノ尾6号線に面しており、申請者が所有している宅地にも隣接しています。
転用目的は事業用トラック等の駐車場であり、付近に被害を及ぼすおそれがないと思われま。以上です。

議 長 それでは、議案第38号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
6番、佐藤正悟委員。

佐藤委員 はい、6番佐藤です。それでは、報告いたします。
去る12月6日、太田豪委員、事務局と現地調査をいたしました。
この場所は、鶴田小学校から西側へ直線で100mのあたりに位置し、町道鷹ノ尾6号線に面している畑の転用申請であります。
申請地の面積は245㎡で、転用目的は駐車場用地であります。
周辺は住宅地であり、また申請地の東側に接している土地は申請者の宅地でもあり、付近に被害を及ぼすおそれは無いと認められます。以上、報告を終わります。

議 長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。）に基づき、本議案の当事者である太田豪委員の本案件終了まで退席を求めます。

【太田豪委員退席】

議 長 ただいま、説明のありました議案38号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに表決に入ります。
議案第38号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了したので、太田豪委員を復帰させます。

【太田豪委員着席】

議長 次に、議案第39号から議案第41号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番太田です。

それでは報告をいたします。

去る12月6日、佐藤正悟委員と、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件、賃貸借が3件、使用貸借が1件でございます。いずれも、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議長 それでは、議案第39号について事務局より説明願います。

事務局 議案第39号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は6件です。No.1からNo.6について説明いたします。平成28年11月16日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が4件、贈与が1件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 それでは議案第39号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第40号について事務局より説明願います。

事務局 議案第40号農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は3件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。以上です。

議長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。）に基づき、本議案No.1の当事者である成田悦夫委員の本案件終了までの退席を求めます。

【成田悦夫委員退席】

議長 事務局から説明のありました、議案第40号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに、表決に入ります。
議案第40号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了したので、成田悦夫委員を復帰させます。

【成田悦夫委員着席】

議長 それでは、議案第40号のNo.2からNo.3について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第41号について事務局より説明願います。

事務局 議案第41号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は1件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。No.1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第42号について事務局より説明願います。

事務局 議案第42号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条に基づき、本議案No.1の当事者である私、成田が本案件終了まで退席します。
代わりの議長として、議事の進行は下山会長職務代理にお願いします。

【成田会長退席】

下山会長職務代理 暫時の間、議長を務めさせていただきます。

ただいま説明のありました議案42号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

下山会長
職務代理

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

ただちに表決に入ります。

議案第42号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

下山会長
職務代理

賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

本案件が終了しましたので、成田会長を復帰させ、議長を交代いたします。
ご協力ありがとうございました。

【会長着席し議長となる】

議 長

それでは、議案第42号のNo.2からNo.3について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第43号について事務局より説明願います。

事 務 局

議案第43号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第39号から議案第40号のNo.1及び議案第42号のNo.1を除く、議案第43号までについて、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第25号について事務局より説明願います。

事 務 局

報告第25号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1からNo.6について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第26号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第26号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、
記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第27号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第27号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1、No.2については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後1時50分)

再開します。(午後1時54分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第10回鶴田町農業委員会総会を閉
会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後1時54分)